

別紙 4 規制業種及び事業者

「広報いずみ」及び「ホームページ」広告掲載要綱 抜粋

(規制業種又は事業者等)

第 4 条 次の各号に掲げる業種又は事業者等の広告は掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する風俗営業及びこれに類する業種
- (2) 大阪府青少年健全育成条例(昭和 59 年大阪府条例第 4 号)の規定により規制を受ける業種その他これに類する業種
- (3) 貸金業の規制等に関する法律(昭和 58 年法律第 32 号)に規定する貸金業
- (4) 武器等の製造業又は武器等の販売業
- (5) たばこ製造業又はたばこ卸売業
- (6) ギャンブル性を有する業種(当せん金付証票法(昭和 23 年法律第 144 号)に規定する宝くじを除く。)
- (7) 投機の商品に関する業種
- (8) 債権の取立て又は示談の引受け等に関する業種
- (9) 占い・運勢判断に関する業種
- (10) 興信所・探偵事務所等
- (11) 私的な秘密事項の調査に関する業種
- (12) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者
- (13) 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- (14) 暴力団等による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)に規定する暴力団及び特殊結社団体等又はそれらの関連事業者
- (15) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)及び会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)による再生・更生手続中の事業者
- (16) 広告の内容に関する法令に違反している事業者
- (17) 公的機関又は行政機関から、悪質な行為等により指名停止又は許可の取消し等の処分又は改善命令、行政指導等を受け、その後当該処分又は命令、行政指導の内容について改善がなされていない事業者
- (18) 問い合わせ先や連絡先が個人宅固定電話番号又は携帯電話番号となっている事業者等(本市の指名登録業者は除く)
- (19) 前各号に掲げるもののほか、この基準による規制の対象外の業種又は事業者であって、市の広告媒体に掲載するのに相応しくないとと思われる業種や事業者等